

アクティブリーダー制度 Q&A

Q1 2021年度から開始されたアクティブリーダーについて説明してください。

- A1 アクティブリーダーは「多様化するソフトバレーボールのニーズに対応し、正しく指導・審判・競技・大会運営ができる18歳以上のソフトバレーボール愛好者」と(公財)日本バレーボール協会(以下「JVA」という)公認ソフトバレーボール・リーダー資格規程で定義付けられています。
- これまでのリーダーは資格有効期間が永年(終身)で、ひとたび資格を取得すると研修(自己の資質向上や研鑽)の義務付けがありませんでした。また、資格をもっているということで審判をまかされることが多いものの、なかには養成講習会で競技規則と審判法を学んだ後は研修事業を全く受けず、競技規則の修改正の情報を知らないまま、大会で審判を務め判定を廻ってトラブルになったケースもありました。
- このような事例の反省にたち、JVA公認の資格を持つ者は、競技規則をはじめとするソフトバレーボールに関する最新の情報や技術等を常に身に付けるために研修を受け、さらにその身に付けたものを背景にして率先して指導・審判・競技・大会運営等の協力ができる者でなければならないとし、その名称を『アクティブリーダー』としました。

Q2 ソフトバレーボール・アクティブリーダーの資格を取得するにはどうしたらよいですか？

- A2 あなたがソフトバレーボール・リーダー資格者であれば、ソフトバレーボール・アクティブリーダー研修会(以下「研修会」という)を受講してください。
- ソフトバレーボール・リーダー資格者でなければ、ソフトバレーボール・アクティブリーダー養成講習会(以下「養成講習会」という)を受講し、所定の課程を修了してください。
- 養成講習会や研修会の開催計画、それらの受講申込み等については、あなたが所属している都道府県ソフトバレーボール連盟にお問い合わせください。

Q3 現在リーダー資格をもっています。アクティブリーダーに移行する期限はありますか？ また、アクティブリーダーからリーダーに戻ることはできますか？

- A3 リーダー資格者が研修会を受講することでアクティブリーダーに資格移行できることは、A2で説明しました。
- リーダー資格は永年資格ですので、資格がある以上いつでも研修会を受講することができます。したがって、資格移行のための研修会受講を制限する期限はありません。
- なお、2022(令和4)年3月12日に開催された日本ソフトバレーボール連盟評議員会で、競技委員長から「ここ数年の状況を踏まえるとアクティブリーダー養成講習会や研修会の開催状況が各都道府県連盟によって様々であることから、全国フェスティバルの参加資格で「主審・副審を担当する2名は、当分の間、マスターリーダー、アクティブリーダー、リーダー資格者」とするとの説明がありました。また、指導普及委員長から「当分の間ではあるものの各都道府県連盟におかれてはリーダーのアクティブリーダーへの可能な限り早期の移行に努めていただきたい。」との要請がありました。
- アクティブリーダーには、ソフトバレーボールに関する最新の情報や技術等を常に身に付けるための研修義務があります。したがって、研修義務のないリーダーには戻ることはできません。また、アクティブリーダーは資格有効期間内に研修会を1回以上受講しなければ、その資格を喪失することになります。

Q4 アクティブリーダーには資格の有効期間があるのですか？

- A4 あります。
- アクティブリーダーの資格有効期間は4年間(年度単位)です。
- アクティブリーダーに初めて認定された場合の資格有効期間は、認定日から4年後の認定日が属する年度末日(3月31日)までです。
- たとえば、2021年度に研修会や講習会を受講し認定された場合 ⇒ 2021年度の認定日から年度末日+4年(2022年度～2025年度)の年度末日まで
- また、アクティブリーダー資格者が資格有効期間中に研修会を受講すると資格が更新されます。この場合、現在の資格有効期間につづく4年間(年度単位)が次期の資格有効期間として付与されず。

Q5 アクティブリーダーには、自らの資質向上のための研修義務があるとのことですが、現在の資格有効期間内に研修会を2回受講したら、資格有効期間はどのようになりますか？

A5 A4でアクティブリーダーが資格有効期間内に研修会を受講すると、現在の資格有効期間につづく4年間(年度単位)が次期の資格有効期間として付与される(資格更新)ことを説明しました。
現在の資格有効期間に研修会を2回受講した場合、1回目に与えられた次期の資格有効期間につづく4年間の資格有効期間(5～8年目)を2回目にも与えられるかという、そうではありません。なぜなら、研修を受けなくてもアクティブリーダー資格を保障される期間が長期にわたり、ソフトバレーボールに関する最新の情報や技術等を常に身に付けているというアクティブリーダーの前提が崩れてしまうことになるからです。
したがって、一つの資格有効期間に研修会を複数回受講しても、資格更新は1回だけです。

Q6 アクティブリーダーは資格有効期間に研修会を受講しなければ、資格を喪失するのですか？

A6 アクティブリーダーは、資格有効期間内に研修会を1回以上受講しなければ、その資格を喪失することになります。
例外として、新型コロナウイルス感染拡大により2020年度に予定されたすべての都道府県のリーダー(A)研修事業が中止されたことを受け、すべてのアクティブリーダーの資格有効期間を1年延長しました。
このような全体的な要因のほかに、個別のケースとして、海外勤務や長期入院のため資格更新の研修会を受講できないなど、合理的な理由がある場合は所属の都道府県連盟を通じて指導普及委員会に相談してください。

Q7 養成講習会で受講者がうける講習内容は、これまでのリーダー養成講習会の内容と何か変わりましたか？

A7 特段の変更はありません。
具体的には基礎理論として、国民のスポーツニーズの動向、ソフトバレーボールの歴史と普及の意義、ソフトバレーボール指導者のあり方、ソフトバレーボールの競技規則、開催地連盟の現状と課題、各種大会の企画と運営、さらに実技としてソフトバレーボールに適した準備運動とトレーニング、ソフトバレーボールの指導法・審判法についてそれぞれ所定の時間、合計10時間のカリキュラムです。
また、講習形態も2日間連続(土日)のプランA、1日6時間の集合講習(基礎理論と実技)、その後の1日4時間以上の指導実習のプランBがあります(プランA・Bについては開催地連盟が選択)。この2つのプランもこれまでどおりです。

Q8 研修会はこれまでのリーダー研修事業と比較して研修内容で何か変わりましたか？

A8 少し変更があります。
これまでのリーダー研修事業では、競技規則と審判法、大会運営法、指導者論、スポーツ振興方策、その他(救急法や時事問題)について所定の時間、1日間で合計6時間のカリキュラムでした。なお、競技規則と審判法、大会運営法については必須とするものの、各県の開催実績や参加者の受講実績等の状況により弾力的に取り扱うことができることとなっていました。
2021年度からの研修会では、これまでのスポーツ振興方策にかわってグループディスカッションが加わりました。また、このグループディスカッションも競技規則と審判法、大会運営法とともに必須の研修科目になりました。1日間で合計6時間は変わりません。

Q9 研修会で2021年度から研修内容に新たに加わったグループディスカッションについて説明してください。

A9 「平素のクラブの活動でアクティブリーダー共通の課題になっているテーマについてグループで話し合い発表しあうことで、アクティブリーダーのその後のクラブ指導のレベルアップを図る」ことが目的です。
参加申込書に「平素活動の中でのリーダーとしての課題」の欄を設け、参加者の記載内容から設定したテーマごとにグループ編成し、参加者がディスカッション・発表を通じて自らの課題解決を図る配慮を、都道府県連盟の研修会(グループディスカッション)を担当する方をお願いいたします。

Q10 アクティブリーダーのワッペンが新たに作製されたと聞きました。値段と購入方法を教えてください。

A10 アクティブリーダーのワッペンの価格は1,900円です。
養成講習会では受講料にワッペン代が含まれていますので、受講・修了すれば閉講式で授与されます。
リーダー(リーダーワッペンを持っている)の方が、アクティブリーダーに移行したことを契機にアクティブリーダーワッペンの購入を希望される場合はあなたが所属している都道府県連盟にお問い合わせください。
なお、JVAから各年度のワッペン作製数については、養成講習会等の参加人数、研修会受講者のうちワッペン購入希望者数を把握してからの手続きとの指示を受けております。したがって、すぐにはお届けできない場合があることをお含みおきください。

Q11 養成講習会や研修会を受講し修了すると、何か交付されるのですか？

A11 養成講習会を受講・修了した人、これまでのリーダー資格をもっている人が研修会を受講・修了した人は、新たにアクティブリーダーの資格を取得したことになります。これを証するためにアクティブリーダー認定証(A4サイズ、氏名・認定番号・認定日が記載、アクティブリーダー認定時に1回だけ交付)と、修了証(名刺サイズ、氏名・所属都道府県・JVAメンバーID・認定番号・資格有効期間が記載)が交付されます。
また、養成講習会を受講・修了した人は初めての資格取得ですので、アクティブリーダーワッペンが交付されます(受講料にワッペン代が含まれています)。
すでにアクティブリーダーの資格を持っている人が、資格更新の目的で資格有効期間内に研修会を受講・修了した場合、修了証(記載項目は変わらないが、資格有効期間は更新された期間が記載)が交付されます。

Q12 養成講習会・研修会の参加申込み、受講者名簿作成の担当者です。アクティブリーダーの資格取得者に付与される認定番号の付番方法をおしえてください。

A12 養成講習会の受講者の付番方法は次のとおりです。
「開催県記号」+「開催年度(西暦)」+「ハイフン」+「開催県累積番号(4桁)」例:F3 2019-1119 (大阪府で2019年度に開催された養成講習会を受講した方を示しています)。
養成講習会で受講者が複数県にまたがる場合、最初の県記号はどの県の受講者であっても開催された県の記号、最後の4桁累積番号は開催県の受講者から付番してください。
リーダー資格取得者が研修会を受講した場合の付番方法は次のとおりです。
「開催県記号」+「アクティブリーダー研修会受講(A)」+「開催年度(西暦)」+「ハイフン」+「整理番号(4桁)」例:C2(A)2021-0001(栃木県で2021年度に開催された研修会を受講した方を示しています)。
なお、アクティブリーダー資格取得時に付与された認定番号はアクティブリーダー資格保有期間中継続します。

Q13 アクティブリーダーの登録は必要ですか？

A13 アクティブリーダーはJVAから公認を受けた資格ですので、毎年度JVA登録管理システム(JVAMRS)による資格保有者カテゴリーでの登録が必要です。
具体的には、JVAMRS登録手続き概要の「B資格の登録(メンバー本人の操作)」
https://jvamrs.jp/themes/jva/assets/files/guide/registration_procedure.pdf を参照してください。

Q14 2021年度も新型コロナウイルス感染拡大によりほとんどの事業ができなかったことから、アクティブリーダーの資格有効期間は1年延長されるのですか？

A14 2021年度の新型コロナウイルス感染拡大による、アクティブリーダー資格有効期間の1年延長はありません。
アクティブリーダーの資格有効期間については、A4で年度単位に切り替えたこと、A6で2020年度の新型コロナウイルス感染拡大を受け資格有効期間を1年延長したことを説明しました。
したがって、2018、2019年度にアクティブリーダーを取得された皆さんの資格有効期間は実質2年間延長されています。すなわち、2018(2019)年度にアクティブリーダーを取得された皆さんの資格有効期間は2023(2024)年度末まであと2(3)年間ありますので、この間に開催されるアクティブリーダー研修会を必ず受講・修了し、資格の更新をしてください。

Q15 アクティブリーダー研修会開催にあたって受講者の最少人数が設定されていますか。また、開催都道府県連盟に対する予算措置はありますか？

A15 アクティブリーダー養成講習会は、受講者数が30名以上という条件がついていますが、アクティブリーダー研修会には受講者数の条件はありません。また、主催者からの予算措置もありません。受講料を含めた開催所要経費を勘案の上、受講者数に見合った効率の良いアクティブリーダー研修会を運営してください。

Q16 アクティブリーダー研修会については研修内容5項目を県内のマスターリーダーだけで実施できれば、外部講師の要請はしなくても良いのでしょうか？

A16 アクティブリーダー研修会は、開催都道府県のマスターリーダーが講師として研修テーマを分担し運営していただくこととしています。また、そのことが担当したマスターリーダーの資質向上、力量アップにもつながるものと考えています。なお、実施要項(2021年度理事会・評議員会資料59ページ)9講師の(2)開催都道府県ソフトバレーボール連盟が要請した専門指導者とは、8研修内容(5)その他で、救命救急法、テーピング等をテーマとして取り扱う場合の外部講師(救命救急士、テーピングインストラクター等)を想定しています。

Q17 アクティブリーダー研修会は1日開催ですが、講習会と同様にその他～指導実習も必要なのでしょうか？

A17 アクティブリーダー研修会の研修内容と時間は、実施要項8に記されているとおりです。すなわち、「開催都道府県連盟で実施される大会等で競技運営に従事する」というアクティブリーダー養成講習会での指導実習の内容は求められておりません。